

豊能町子ども読書活動推進計画



平成17年3月 豊能町

目次

■ はじめに	1
■ 第 1 章 国及び府の動向	2
■ 第 2 章 「豊能町子ども読書活動推進計画」の策定方法と計画実施期間	4
■ 第 3 章 「豊能町子ども読書活動推進計画」の基本方針	5
■ 第 4 章 子ども読書活動推進のための方策	6
■ 資料① 子どもの読書活動の推進に関する法律	11
■ 資料② 豊能町子ども読書活動推進計画策定委員名簿	14

はじめに

近年日本では、「近頃の子どもは本を読まなくなった。」といわれ、子どもの読書離れが国民的なテーマとなっています。これらの現状を踏まえ、国をあげて子どもの読書活動の推進についての取り組みの意思を明確にするために、平成13年に「子ども読書活動の推進に関する法律」が制定されました。

今、子ども同士が自由に遊ぶ時間やゆったりと空想にふける時間がなくなり、子どもの生活そのものが忙しくなっていると思われます。このことは、大人の生活が大きく影響し、子どもを生き急がしているようにも思われます。本来、子どもは豊かな自然の中で、イキイキワクワクする体験活動を通して、感じる心、創造する力、創作する知恵を育みます。すなわち、センス・オブ・ワンダーが読書の土台です。豊能町は豊かな自然に恵まれています。このかけがえのない自然の中で、命の不思議に出会い、その素晴らしさを発見し、生きる喜びを実感してほしいと思います。私たちは、「子どもの読書活動」を切り口に、子どもの生活環境に目を向け、本当の豊かさとは何かを共に考えていかねばなりません。

子どもと一緒に感じる心を育むためのゆったりとした豊かな時間を作り出すことが先ず必要ではないでしょうか。そして、子どもが読書の楽しさや喜びを享受できるような読書環境の整備に取り組むことが重要です。子どもに関わる大人一人ひとりがそのような視点を持って、暮らしの中で少しずつ変えていくことが大切です。

今回策定する「豊能町子ども読書活動推進計画」は、これまで以上に子どもの読書推進活動の取り組みをさらに深めるとともに、新たな活動を推進するための指針となるよう策定したものです。この計画に掲げている様々な事業を推進するためには、家庭・地域・学校・図書館等がそれぞれ主体的に取り組むとともに、互いに連携・協働して進めることが重要です。今後、この計画の下、地域社会全体で子どもの読書推進活動が進められるよう、住民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

第1章 国及び府の動き

1. 国の動向

(1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の概要

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(以下「法」という)が平成13年12月12日公布、施行されました。

同法律は、目的、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、事業者の協力、保護者の役割、関係機関との連携強化、子どもの読書活動推進基本計画、都道府県子ども読書活動推進計画、子ども読書の日、財政上の措置等の11条からなっています。

*資料1. 「子どもの読書活動の推進に関する法律」を参照

(2) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(国)の概要

国はこの法律の規定に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を平成14年8月に策定し、概ね5年間にわたる施策の基本方針を明示しています。

①基本の方針

- ア、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備
- イ、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みの推進
- ウ、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

②子どもの読書活動の推進のための方策

- ア、家庭、地域、学校における子ども読書活動の推進
- イ、子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備、充実
- ウ、図書館協力等の推進、啓発広報等

③方策の効果的な推進に必要な事項

- ア、財政上の措置、推進体制等

2. 府の動向

(1) 「大阪府子ども読書活動推進計画

—大阪府子ども読書ルネッサンス—」の概要

平成 15 年 1 月、大阪府においても「大阪府子ども読書活動推進計画—大阪府子ども読書活動ルネッサンス—」が作成され、府内の市町村がこの計画を基本とし、地域における子ども達の読書活動の推進状況をふまえた読書活動推進計画の策定に努めるよう求めています。

①基本的方針

子どもの読書活動の推進に取り組むすべての大人たちの連携づくりを通して、家庭や地域、学校や図書館などさまざまなところで、すべての子ども達が本を読む喜びを味わい、感性豊かに育つ読書環境を作ることをめざしています。

②子ども読書活動推進計画 3 つの魅力

ア、読書の魅力

- ・子どもの自由な読書環境づくり
- ・学校における効果的な読書の推進

イ、図書館、学校図書館の魅力

- ・利用しやすいレファレンス・情報の提供
- ・資料やさまざまなサービスの充実
- ・学校における計画的な利用促進

ウ、連携が生み出す力の魅力

- ・連携体制づくり
- ・推進のための人材育成
- ・先導的な取り組みの実施
- ・啓発、情報提供

第2章 「豊能町子ども読書活動推進計画」の

策定方法と計画実施期間

1. 策定方法

この計画の策定については、「豊能町子ども読書活動推進計画策定委員会」において検討を重ねてきました。委員は、子どもと関わる部局の職員、学校図書館司書、絵本作家、本と子どもに関わりの深い活動をしている団体の代表、学識経験者で構成しました。

委員会では、「子どもと本のかかわり」「昔話と読書のあり方」「子どもと大人と読書のかかわり」など、テーマごとに討論を重ねるとともに、住民向けには、シリーズ「子どもと本をつなぐ」と題した講座を開催し、子どもの読書環境についての共通理解を深め、豊能町における課題を明らかにするとともに、この計画の基本方針や、本町において、子どもの読書環境を豊かにするためには、何をなすべきかということを活発に論議しました。

これらの議論を踏まえ、「法」を基本とし、国及び府の基本計画、推進計画を参考にしてまとめたものです。

2. 計画実施期間

平成 17 年（2005 年）から平成 21 年（2009 年）までの概ね 5 カ年とします。

第3章、「豊能町子ども読書活動推進計画」の基本方針

1. 読書を楽しむ子どもが育つための環境整備

子どもが、いつでも、どこでも、読書に親しみ楽しむことが出来る環境づくりは、乳幼児期からはじまります。子どもと本との出会いは、家庭にはじまり、学校、地域、そして図書館へと広がっていきます。子ども達が興味や関心を持った本に出会える読書環境の整備をするとともに、成長過程に合わせた取り組みを実施します。

2. 子どもの読書推進に関わる人材の育成

子どもの読書活動に関わる人材を育成するとともに、子どもの読書活動に関わる関係機関や、諸団体、地域のボランティア等の資質向上を図ります。

3. 家庭・学校・地域が相互に連携、協力した取り組み

子ども達に豊かな読書環境を提供するため、家庭、学校、地域が連携協力した取り組みをすることで、大人も互いに理解や関心を深め、子どもの読書活動を推進します。

第4章 子ども読書活動推進のための方策

1、乳幼児期における読書環境の推進

言葉を解さないものの少しずつ情操を育み、周囲の人間関係を認識し始めるこの時期は、本の内容そのものを楽しむことよりも、両親をはじめとする身近な人間と時間を共有することに意義があり、そういった時間を過ごしながら、自らに注がれる愛情を肌で感じています。子どもの将来にすでに、大きな影響を及ぼすと信じられるこの時期だからこそ、まっさらな乳幼児の心にどれだけ働きかけてあげられるか。「絵本」は子どもが最初に触れる「本」であり、その役割の大きさは計り知れないものがあります。

(1) 家庭での取り組み

- ①読書の習慣は家庭の日常から始められるのが自然の姿です。読書に関する家族の語り合いを楽しみ、子どもを読書に誘う雰囲気を作ります。
- ②保護者が読書に親しみ、家族で読書の時間を共有します。

(2) 幼稚園、保育所での取り組み

- ①図書館等の関係機関と連携を密にし、子ども達の年齢に合わせた図書の充実を図ります。
- ②保護者に「読書週間」や「子ども読書の日」等読書に関する情報を提供するとともに、ブックリストや読書に関するリーフレットなどを配布し、啓発活動を行います。
- ③絵本や読み聞かせについての講演会・講習会を実施し、保護者、教職員双方の意識の向上に努めるとともに、地域の人などの協力を得て、お話し会や絵本の読み聞かせの会などを実施します。

(3) 母子保健事業における取り組み

- ①保健センターで実施する妊婦教室、乳幼児健診、各種教室等の事業において、実演やリスト配布等読書活動の普及、啓発に努めます。

(4) 図書館における支援

- ①保育所、幼稚園への団体貸し出しの一層の充実を図ります。
- ②乳幼児の本や読書に関わる講演会や講座を行うとともに、乳幼児を持つ保護者向けの案内リスト「えほんがいっぱい」の一層の充実を図ります。
- ③地域の子育てサークルなどへ図書リストを積極的に配布し、子どもや子育て、図書に関わる様々な情報の提供を行います。

2. 学校における読書環境の推進

本町の小中学校に、学校図書館司書が配置されてから、10余年が経過しようとしています。平成15年度からは、12学級以上の学校に司書教諭が配置されるなど、人的な環境整備が進んできています。今後さらに、子ども達の読書活動が一層進められることが望まれます。

小学校では、「朝の読書」や「図書の時間」など定期的時間が設けられ、本に親しむ時間が確保されています。一方、中学生の読書量は、個人差が大きいため、図書館便りや新着図書の紹介など広報活動に努めています。又、予約やリクエストの受け付け、レファレンスなどサービスの充実を図っています。

日常生活の中に読書の習慣がないと自ら図書館に足を運び本を読むということは難しいようです。このような現状から、子ども達の読書活動を推進するには、次のようなことが必要と考えられます。

(1) 読書の時間の充実

定期的に本に親しむことができるような時間を作ったり、調べ学習などで本に接する機会を増やすとともに、子どもが自ら読書と向き合うような動機付けが出来るように環境を整備します。

(2) 身近に本のある環境の整備

- ①学校図書館司書の配置により図書室は常時開室に近い状態になりましたが、児童、生徒のいる時間帯には、常時開室することが求められます。
- ②自由に読書を楽しみ、くつろげる空間を創出し、暖かい雰囲気作りを心がけるとともに、子どもが本を手に取りやすい配架の仕方や、掲示物の工夫、細かな配慮が行き届いた学校図書館づくりに

努めます。

(3) 学校図書館資料のさらなる充実

①子ども達にとって魅力的な本を増やすとともに、読み物としての図書だけでなく、総合学習の導入などから、調べ学習などに利用できる資料としての図書や、視聴覚教材の充実に努めます。

②障害のある子どもの実態に応じた蔵書を整備し、効果的な指導やその研究に努めます。

(4) 教員と学校図書館司書との連携

①良い資料があっても授業を行う教員が、その存在を知らなければ活用は出来ません。また、司書は教員からの情報がないと資料を提供することが出来ません。子ども達が読書に興味を持つ過程で、家庭とともに教職員の果たす役割は大きいといえるでしょう。今後益々、教員と司書の双方が情報交換と研修を重ねることが求められています。

(5) 学校図書館と町立図書館の連携

①学校図書館の機能を十分に発揮するためには、町立図書館との連携が必要です。また、町立図書館から資料を提供するとともに、双方で子ども達と本に関する情報を共有し、子ども達の読書活動を推進し、成長を手助けできるよう共に関わっていきます。

②学校図書館司書との連絡会の開催や、学校を通じて、図書館の利用案内などを配布し、図書館利用への促進を図ります。

3、図書館における取り組み

「いつでも」「どこでも」「だれにでも」本や情報を必要とする人に結びつけることが図書館の役割です。現在、西地区にある町立図書館、東地区のサービス拠点の中央公民館図書室、さらに、遠隔地の方には、移動図書館が巡回し、サービスを提供していますが、特に東地区の子ども達にとって、読みたい本が身近にあるという環境を整備することは、今後の重要な課題です。

(1) 職員の資質の向上及び職員体制の整備

- ①子どもの読書サービスを担当する職員の研修を実施します。
- ②子どもの読書相談、調べ学習に対応できる体制の整備に努めます。

(2) 子どもの本の充実

- ①子ども達の読書ニーズに応じた図書の充実を図ります。
- ②保健センター等に乳幼児対象の絵本を常設し、乳幼児健診時や妊婦教室の参加者に身近に本に触れる環境を整備します。

(3) 職員と地域住民の協働

- ①図書館の「ものがたりの時間」などに、おはなしボランティアをはじめとした地域住民の参加を呼びかけるとともに、受け入れ体制を整備します。
- ②学校と連携し、中学生や高校生による、図書館活動に関するボランティアを募集し、図書館現場を知ることから若者の利用促進を図ります。

(4) すべての子ども達が利用しやすい環境づくり

- ①視覚や心身に障害のある子どもや、在住外国人の子どもに対し、資料、施設面での配慮を行い、利用しやすい環境づくりに努めます。

(5) 子どもの読書活動を広げる各種行事、養成講座の開催

- ①おはなしボランティア活動の経験のある方や、おはなしボランティアに興味のある方を対象に、子ども達と絵本を楽しむためのおはなしスキルアップ講座を開催します。また、絵本の選び方、おはなし会の企画のしかた、地域での活動のあり方などについてワークショップを開催します。
- ②「子ども読書の日」や「読書週間」などに関連行事及び講演会等を実施し、広く子どもから大人まで子どもの読書活動を支援する体制を作るとともに、その意義を広く啓発します。

4、地域における取り組み

豊能町に町立図書館が開館して20年になろうとしています。地域住民の強い要望で誕生した町立図書館は、住民の皆様に愛され、子ども達にとっては、生活の中に生まれた時からその存在が身近な施設として根付いています。開館当初、地域で家庭文庫活動をしていた団体は町立図書館開館と同時に解散し、今では、東地区で1団体が活動するのみとなっています。東地区の家庭文庫は、本の貸し出しだけでなく、おはなしの語りや、絵本の読み聞かせ、文庫祭りをはじめとする子どものための様々な催しを行っており、さらに、図書館へ距離のある東地区の子ども達のために本のある空間を提供しています。しかしながら、近年利用者の低年齢化、後継者の不足等の問題を抱え、文庫活動は厳しい状況にあります。

子ども達が成長する中で、地域の人々との関わりは不可欠です。子育て中の保護者はもとより、子育てを終えた住民の方々にも、子ども読書活動推進に向けた取り組みに関心をもってもらい、活動に参加できるような体制作りが求められます。具体的な取り組みとして、この「豊能町」の特性といえる、妙見山系によって東西に分かれている地域の違いに着目すること、重要な要素と考えられます。例えば、民話や伝承をはじめとする郷土の話を掘り起こし子ども達に語り継がれた「はなし」にふれる機会を作ること。「高山右近」についての資料の収集や検証を続けていくこと。それらは、年齢を超えた人と人のふれあいにはじまり、私達の町の歴史にふれることでもあります。郷土の歴史上の人物について、理解を深めることは、郷土愛を深めることにもつながることでしょう。町内に点在する歴史的遺物を目の当たりにすることは、大変貴重な体験です。

また、子育てを終えつつある世代の方を含む「大人」が、改めて「子どもの本」に多く触れ読んでもらうことは、大人や親自身にも新しい世界を拓き、子どもの読書環境にとっても良き影響を及ぼすこととなります。このような大人の読書活動が、地域の歴史と伝統に触れる活動と相まって、多くの住民の関わりに繋がり、子ども読書活動の土台をより広く強固にし、この計画を推進する上での大きな力になるでしょう。

子ども達にとっては、「読書」の根底を流れる「遊び」の中から生まれる想像力や創造力が、成長する上での大きな糧になるでしょう。

本計画を推進するにあたり、子どもに関わるすべての機関が連携・協働して総合的に取り組みを進めていくことが重要です。

資料①

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日

法律 第 154 号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国に及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日にあつた事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことが出来る環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めること。
- 6 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。